

《3》 次なる課題に挑戦

① 地域まちづくり推進のあり方検討

地域まちづくり推進条例及びその施行規則では、2年ごとに地域まちづくりの推進状況を報告書としてまとめ、地域まちづくり推進委員会（以下「推進委員会」という）の評価を受け、本市としての見解を付けた上で公表することとしている。これは、地域まちづくりをより推進していくために、制度上の課題解決や必要な改善を促す仕組みである。

人口減少の傾向は、本市の南部方面の区で既に始まっており、本市全体としても2019年をピークとして減少傾向になることが推計されている。また、今後も多くこの区でより一層の少子高齢化が進行していくことが想定されている。こうした中で安全・安心で魅力あるまちづくりを進めていくことがより一層重要である。

当課としては、地域を取り巻く状況や将来を見据えた地域まちづくりの推進が必要であると考え、「今後の地域まちづくり推進のあり方」について、推進委員会からのご意見を頂きながら検討を進めてきた。

1 25年度評価書「抜本的かつ包括的な議論の必要性を指摘

直近の25年度評価書では、条例制定以降、地域まちづくりへの市民の関わりは、確実に広がり深まりを見せ、支援を受けやすくする制度改正などのきめ細かい対応を数多く行ってきていることを評価された。

一方、地域まちづくり活動の内容は、地域それぞれに多様化し、特色に応じた柔軟で多様な対応を制度に求めるよ

うになったこと、活動への継続的な支援や新たな担い手の発掘・育成への支援といった様々な課題の顕在化を踏まえ、抜本的かつ包括的な議論の必要性を指摘された。その議論の着眼点として、「地域まちづくり活動のすそ野の拡大」、「局際の連携による地域まちづくりの実践」などが挙げられた。

2 26年度あり方検討

25年度評価書に基づき、本格的な「地域まちづくり推進のあり方検討」に着手した。地域まちづくり活動の拡大や局際の連携を図るため、都市整備局が日頃関わりを持っていない、地域福祉保健活動の支援や子育て支援、地域活動の支援、生涯学習の支援、他分野で様々な広義のまちづくり活動を支援している7つの

団体等にヒアリングを行った。その結果、各分野の現場における地域まちづくり活動のタネはそれら現場の奥深くに潜在していると推測されるが、地域にとつてまちづくり活動に着手することはハードルが高く、自らの活動対象分野と認識されていないこと、支援制度の周知が現場には十分に届いていないことが分かった。

また、特に地域支援を進めている市民局や健康福祉局等からは、地区担当制や地域支援チームの設置など、区役所を核とする「地域と向き合う体制」が整備されつつある状況だという情報を得た。

さらに推進委員会の議論も経て、地域まちづくりの支援の目標を「ハードによる地域の課題解決」に設定し直したうえで、地域まちづくり推進の方向性について2本の柱を

菅井 亜紀子
都市整備局地域まちづくり課担当係長

設定した。1つは、地域福祉保健計画や防災などソフト分野による地域支援との連携を進めることである。2つめに、住民からの「地域まちづくり」の発意を待つだけでなく、地域の中間支援者からのハードに関する課題の情報にアプローチして支援を行うことである。2本の柱は、連動させていくことが必要であり、その推進体制として中間支援者・組織の発掘・育成、力の発揮などが期待される、とした。

3 27年度の評価書とあり方の検討状況

27年度は、直近の地域まちづくりの推進状況及び26年度の検討結果を踏まえ、福祉・保健、市民活動、地域経済などの分野とも連携し、小さなハード整備を含む地域課題解決の支援を進めるための具体策の検討に着手している。

一つ目は、支援対象の拡大である。小さなハード整備による課題解決にはまち普請事業だけでなく、実際には、関係機関の協力によって実現するものなど様々なケースが考えられる。先駆的な事例としては、鶴見区寺尾地区の地域福祉の一環によるバス停周辺や歩道の改良、公園の改善、小さな椅子の設置、地域の歴史を記す高札設置などの取組や、都筑区中川駅北西の途切れていた遊歩道をつないだ取組がある。プラン・ルール of 検討と共に、こうした取組も柔軟に支援していきたい。

二つ目は、地域や支援における担い手の育成である。例えば、地域づくり大学校を分野横断のプロジェクト方式で

実施し、広い視野で地域活動に取り組みスキルや制度活用術の習得を支援できないか。また、支援者の機能拡充のために、まちづくりコーディネーターのうち福祉・保健やコミュニティの経済、自治会町内会に関する知識・情報も豊富な人材を総合的なコーディネーターとして登録できないか。

三つ目に、支援体制の充実とネットワーク化である。例えば、地域の小さなハード整備のニーズが、確実に窓口とつながれるようにする必要があり。そのために、区民活動支援センターが地域ケアプラザ等の中間支援組織、区役所などをネットワーク化したサポート体制を構築したい。

さらに将来的には、分野ごと制度に制度化されている地域支援の総合化も考えられる。

横浜を、都心も郊外も観光地も住宅地も、市民が自信を持って快適で魅力あるまちだと宣言できるまちにしたい。そのために、10年前の条例化に向けた検討に思いを馳せつつ、今後、市民や推進委員会のお知恵、区役所、関係局のお力をいただきながら、果敢に検討を進めていきたい。

コラム

今後の地域まちづくりを展望する

横浜市まちづくりコーディネーター
株式会社地域計画研究所
代表取締役 内海 宏

今、人口減少・少子高齢化の大波が身近な地域で先鋭的に押し寄せていますが、空き家や空き地の利活用をみても分かるように、それらに対応する制度や仕組みが出来上がっているわけではありません。昭和30～50年代の地域まちづくりは、都市形成期の区画整理、駅前や商業地の再開発、幹線道路や下水道の整備、学校や地区センター等の箱モノまで、都市基盤の整備が中心でしたが、地域まちづくり事業は、地域まちづくり推進条例ができたとはいえまだ10年しかたっておらず、行政の仕組みも転換してきているといっても、基盤整備の時代のものを踏襲しています。極端にいうと、「ヨコハマ市民まち普請事業」(平成17年度創設)が唯一、先駆的なまちづくりに対応できる仕組みとして機能してきたといえます。

平成14～22年度は非「成長・拡大」の時代と呼ばれ、「市民協働」「地域の自主まちづくり」「エリアマネジメント」を標榜する施策が展開されました。典型的なメニューは「まちのルールづくり」(平成14年度)、「いえ・みち まち改善事業」(平成15年度)、「地域交通サポート事業」(平成19年度)、「身近な地域・元気づくり事業」(平成19～22年度)で、比較的成果を上げていますが、まだ一部のニーズに対応している状況です。

現在、18区で第3期地域福祉保健計画(区全体計画と地区別計画)が策定中ですが、どの地域でも出ている共通課題は、高齢者や子どもの見守り、顔の見える関係

づくり、多世代交流、災害時要援護者対策、高齢者等の居場所づくり、興味や関心から始まる担い手づくりなどで、具体的な解決策が話し合われています。これからは、ますます少子高齢社会に向けて事態が進む予想であり、団塊世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年問題への対応策として、身近な地域でのハードなまちづくりへのニーズも高まると考えられます。

例えば、空き家・空き店舗を活用した常設のコミュニティカフェや交流サロンの設置、見守りやつながりの拠点整備、子育て層を支援する活動拠点の設置、荒廃農地や空き地等を使ったコミュニティガーデン整備、多世代交流や健康づくりをはかる公園の再整備、道路沿道等を使った地域緑化、学校・団地等のオープンスペースを使ったビオトープ作り、街中での小広場やベンチ等の設置、空き家等を活用したシェアハウス再生、住宅地内の通過交通排除や交通規制、細切れの道路をつないだ街区形成、ソーラー・風力等を使った自然エネルギー装置の設置などが想定されます。

これらの地域まちづくりは、①身近な地域で発意され、②様々な立場の地域住民が協働して、③ソフトとハードを連携させ、④行政の他分野を横つなぎして、⑤できるところから継続して取り組むのが特徴となる小さなまちづくり連携事業であり、これらを積み重ねて地域の魅力づくりや活性化を図るものとして構想されます。

地域まちづくり推進条例に基づく今後の地域まちづくり推進のあり方～小さなハードの大きな力を発揮させよう！

1 地域まちづくりの位置づけと基本姿勢

(1) 地域まちづくりの位置づけ

《都市整備局における位置づけ》
大きなハードのまちづくり（都市の骨格を形成する基礎の整備）ではなく、小さなハードのまちづくり（日常生活圏を単位にした身近なまちづくり）として位置づける

《他分野のまちづくりとの関係性》

身近な地域の生活環境整備や魅力づくり（居場所・見守り・防災・防犯・歩道段差解消・空き家・空き店舗活用・緑化等）は、小さなハードのまちづくりとして関連づけ、連携して事業化する

(2) 地域まちづくり推進の基本姿勢：協働によるオーダーメイドのまちづくり

①【地域主体】主人公は地域であること

- 理由
- ・継続性が期待できる
 - ・きめ細かなニーズに対応できる
 - ・地域の特性や魅力を発揮できる

②【合意を重篤】合意形成を大事にして進めること

- 理由
- ・できるだけ地域あげでの取組みにできる
 - ・立場の違いに関わらず民主的な手続きにできる
 - ・プロセスに関わることで担い手になりうる

③【ソフト連携】ソフトを含むハード整備として取組むこと

- 理由
- ・何のためにまちづくりに取組むかを明確にできる
 - ・地域での暮らしを安全、安心、快適にできる
 - ・既に出来上がっているまちを住民参加によって整序できる

2 これからの地域まちづくりの進め方

(1) これからの地域まちづくりの対象と課題
人口減少・少子高齢化時代に対応した、持続的な地域まちづくりを推進

- 既存のプラン・ルールの更新時期に合わせて、内容の見直し
まちづくりのプログラムづくりも必要な地域がある
○既に出来上がっているまちの再生（子育て支援機能の不足、商店街のシャッター通り化、水・緑のうるおい不足など）
○中長期的な地域まちづくりの戦略・プログラムの検討・推進（移動手段の確保、持続可能性が感じられない団地の老朽化、高齢者だけに偏った団地から子育て層が混ざり合う団地への転換など）
○地域課題解決を支援するハードの整備（見守り合い地点の未形成、健康づくりのための公園・歩行者系道路等の不足、空き家・空き地の荒廃化など）
○地域まちづくりの担い手の掘り起こしと育成

(2) 新たな取組を含めた解決策

- ⇒プラン・ルールの更新の際に、今や将来のまちの課題に合わせる。また、プラン・ルールづくりだけでなく、まちづくりを進めるプログラムづくりにも支援対象の裾野を広げる。
⇒空き家・空き店舗を活用した見守り・子育て支援やまちづくりの活動拠点づくり、水緑を生かした魅力づくり等
⇒関係局が連携して個別施策を総合的に展開（移動手段と空間づくり、オーダーメイド型の支援）
⇒ソフトな見守り合いや健康づくり等の取組に資する広場・歩行空間等のハード事業を実施
⇒地域づくり大学校（区開催）への関わり強化、連携開催

(3) 他分野との連携による地域まちづくり
～主な連携先のイメージ例～

- 地域緑のまちづくり事業（環境創造局）との連携
 - 住宅地再生まちづくり（建築局）との連携
 - ビジョンやアクションプラン等に基づく連携事業実施
 - 地域交通サポート事業（道路局）との連携
 - バス停前的小広場などの空間整備、身近な道路環境改善の共施
 - 地域福祉保健計画の地区別計画に基づく地域まちづくりの推進
 - ～空き家等利活用の拠点整備、歩道の歩きやすさ向上の工夫等
 - 地域づくり大学校（区開催）との連携（市民局、区）
 - ～合意形成のノウハウやまちの課題解決の支援事例の提供等
- ☆地域支援会議との連携
都市整備局は、市民局、建築局、健康福祉局、政策局と連携して、関連する情報交換やモデル事業を協働実施

(4) 中長期を見過したアプローチ型の支援

- 地域課題が複層的になっている地区（人口減少、高齢化、生活困難等が集積）については、関係部局が連携して課題解決に向けた支援事業を実施する。その際には次の2点が重要。
○区内における地域まちづくり課題の掘り起こしと事業化等での連携強化
・区のまちづくり調整担当の地域力推進担当との情報交換・連携による、地域の小さなハード課題を把握及び関係部署との調整
・まちづくり調整担当や地域まちづくり課等は、福祉保健課、地域力推進担当等の協力を得て、地域ケアプラザやコミュニティハウス等との情報交換に参加

○地区別カルテ等を活用した小さなハード課題の把握

- ・福祉保健課と連携して、区社協の地域アセスメントシート、地区別カルテ（中区、戸塚区等）、課題マップ等の地域情報をまちづくり調整担当等へ提供する仕組みをつくる

3 関係する各主体に求められること

① まちづくりコーディネーター等

- 《中間支援者・組織》
- 「量」から「質」への転換
- ・十分な専門知識及び豊かな経験を持つ人材の確保
 - ・地域の様々なまちづくりとつなぎ合う
 - ・若手のコーディネーターの育成
 - ・次世代のまちづくり人材の掘り起こしと育成

② まちづくり支援団体

- 団体の機能を生かした活動の推進、制度の見直し
- ・地域活動の担い手育成の強化
 - ・支援の担い手育成の強化
 - ・地域まちづくりの普及・啓発の強化
 - ・登録等の制度見直し（上記の実現のために）

③ 他分野のコーディネーター等

- ・地域ケアプラザが、コミュニティハウス等の持ち味を生かした地域支援
- ④ 中間支援NPO
- ・NPOによるクラウトランディング
 - ・NPOとのつなぎ、連携

《大学・企業等》

- ・大学の地域貢献（大学研究室による意向調査や課題解決支援など）
- ・企業のCSR等との連携、利活用（企業によるクラウトランディング、場の提供、NPOインクルーシブ等）
- ・政策局共創プロジェクト事業の活用

